



# 上砂川町創業支援補助金

## 最大290万円支給

### 上砂川町の創業支援補助金とは？

上砂川町において、産業の振興や雇用の創出を図るために、新たに創業する方や事業者を対象に補助を行っております。

### 対象者

- ・ 事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始する場合
- ・ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

対象事業	対象経費	補助率等
町内に店舗を新築し、創業する場合	新築工事費・プレハブの購入設置費 整備費・土地購入費	対象経費の2分の1 (限度額250万円)
町内の店舗等(移動販売車を含む)、 その他の建物等を 購入・改築し、創業する場合	店舗購入費・改築費 整備費・土地購入費	対象経費の2分の1 (限度額150万円)
町内の店舗等、その他の建物を 賃借し、創業する場合	店舗・土地の賃借料(3年間)	対象経費の2分の1 (限度額月額5万円)
創業必要な備品を購入 又は賃借する場合	備品の購入費・賃借料	対象経費の3分の2 (限度額40万円)
創業祝金	新規創業後1年を 経過した事業者に対し交付	10万円



その他条件等がありますので、詳しくはホームページ、または上砂川町創業支援補助金等交付に関する規程をご覧ください。担当窓口までご確認ください。

## 上砂川町役場

【企画課産業振興係】

Kamisunagawa Town Office

〒073-0292 北海道空知郡上砂川町字上砂川町40番地10

(上砂川町中央北1条5丁目1番7号)

TEL 0125-62-2223

FAX 0125-62-3773

URL <https://town.kamisunagawa.hokkaido.jp/index.html>

